

みやぎ霊園 やすらぎの碑使用規程

(目的)

第1条 この規程は、みやぎ霊園に設置する永代供養墓地（以下「やすらぎの碑」という）の申込み、使用に関する事項を定めます。

(定義)

第2条 この規程における用語は次のとおりです。

- ①個人墓：個別のカロートに骨壺の形で納骨させていただきます。納骨から33年後は合祀墓に合祀させていただきます。
- ②納骨壇：合同の祭壇において所定の場所に骨壺の形で安置させていただきます。安置から33年後は合祀墓に合祀させていただきます。
- ③合祀墓：期間の経過にともない、個人墓および納骨壇からこちらに合祀させていただきます。骨壺から焼骨を移して合葬します。

（園内の従来墓地は一般墓地とし、一般墓地は普通墓地と芝生墓地からなります）

(使用)

第3条 「やすらぎの碑」の個人墓および納骨壇を使用する権利は使用权であり、所謂祭祀の承継は認めません。

2. 本施設の使用目的は次のとおりです。

- ①生前に自らのために個人が使用を申込み、後日において納骨を予定する
- ②火葬埋葬改葬の各許可書と遺骨を保持し、祭祀主宰者として埋葬する
- ③みやぎ霊園内の一般墓地において無縁となった墓地を改葬する。この場合、霊園管理事務所長（墓地管理者）が法律に従って手続きを行う。

(使用料金)

第4条 本施設の使用料金は次のとおりです。使用料金は使用申込み時に一括納付して頂き、その後使用許可証を交付します。消費税は課税されません。

- ①個人墓(骨壺による) 35万円
- ②納骨壇(骨壺による) 23.6万円
- ③合祀墓(合祀による) 5万円

2. 申込み時に納骨手数料2,000円（税抜）が掛かります。

3. 納付頂きました使用料金は、返還いたしません。ただし、使用权を放棄したときについて、使用契約日から3年を経過しない期間内で且つ納骨をしていない場合は、既納の使用料を別表の通り返還いたします。

(合葬墓への合祀)

第5条 個人墓と納骨壇は焼骨を骨壺に収めた状態で各々所定の場所に収蔵し、納骨から33年後に焼骨を合祀墓に合祀します。この業務は管理事務所の職員が行います。この33年の期間については、実際の納骨時から算定します。

2. 遺骨を保持してお申込みされた場合は、使用許可日から3年以内に納骨をして頂きます。

3. 生前に自ら用いるためにお申込みされる場合は、申込み時に祭祀主宰予定者を登録して頂き、その祭祀主宰予定者に納骨手続きを行って頂きます。祭祀主宰予定者の登録ができない場合は、当財団使用許可証ならびにご遺骨と埋葬・改葬許可証を持参された方を祭祀主宰者とします。

(使用権の放棄と取消し)

第6条 使用権を放棄する場合は、霊園管理事務所にて所定の手続きを経て、使用許可証を返却してください。

2. 次の場合には、使用権を取り消すことがありますのでご注意ください。

①他の使用者の迷惑になるような行為をしたとき

②本規程に違反した場合

3. 使用権を放棄または取消された場合で、ご遺骨埋葬のあるときは、これを他の墓所へ改葬あるいは移転して下さい。

附則1 本使用規程は、理事会承認のあった日から施行する。

平成23年4月4日

令和2年3月13日

(注意事項)

①使用権は個人による使用権であり、親族にあってもその承継は認めません。

②埋葬納骨は管理事務所の職員が行い、それ以外の施設立入りは認めません。

③ご遺族等のご参拝は、直接墓前への参拝ではなく間接参拝方式とします。

④合同慰霊式は、管理事務所が主催して関係者も参加のうえ年1回催します。

⑤改葬などを理由にしたお骨返還要求について、改葬許可証の持参者に対してのみ行うこととし、合祀前のみ応じるものとします。この場合、使用権は消滅します。

⑥本規程に定めのない事項については、理事会にて決定するものとします。

以上

【別表】 使用料の返金表 (第4条3項)

期間	要件	返金額
1年未満	放棄申請日が墓地契約日から1年未満で且つ納骨がなされていない場合	既納使用料の九割の額
3年未満	放棄申請日が墓地契約日から3年未満で且つ納骨がなされていない場合	既納使用料の半額

2020年3月13日現在